

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス契約約款 <u>2025年7月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス契約約款 <u>2025年8月1日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2025年8月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 2025年8月1日から2025年9月30日までの間に光ネットサービス契約の新規申込みと同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みを行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 （1） <u>ピカラ公式サイト（ https://www.pikara.jp/hikari.html ）から、コース1に係る光電話サービス契約の申込みを行った場合、コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金（ただし、電話帳掲載料は除く）については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から5ヶ月に限り、0円とします。</u> （2） <u>他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合は、他減額措置が終了する翌月から（1）の特例措置を実施します。</u>	